

**福島県犯罪被害者等支援条例骨子案に関する御意見等  
(第1回検討委員会)**

資料1

No.	条文	提案委員	意見等内容	事務局対応案
1	4条	中村委員	「県の責務」(意見) ・第3項だけ「努めるものとする」となっているが、「努める」程度としていいのか。	【条例案に反映する】 ・御意見のとおり、二次被害防止の重要性を鑑み、「防止するものとする」に改める。
2	6条	畑委員	「事業者の役割」(意見) ・事業者の方が、犯罪被害者の方の休暇等について、「十分配慮するように努めるものとする」ということなのかという点、どちらかといえば役割というよりは責務に近いと感じる。	【条例案に反映しない】 ・本条例は、事業者の「責務」として何らかの義務づけをするものではなく、担ってもらう役割・施策を推進するための拠り所として記載することから、「事業者の役割」のままとする。
3	11条	野口委員 中村委員	「財政上の措置」(意見) ・SACRAふくしまがワンストップ、24時間にならず、体制強化の動きが鈍くなっている。具体的な予算措置がとれるような条文にして欲しい。(野口委員) ・「財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」とあるが、お金の措置を努力目標としていいのか、もう少し積極的に予算をとっていきような書き方ができないか。(中村委員)	【条例案に反映しない】 ・財政上の措置については、議会で予算案が承認されて初めて予算化されるものであり、予算の範囲内で施策を実行するという制約上、あらかじめ財政上の措置を確約できるものではないため、「講ずるよう努めるものとする」のままとする。支援の充実に向け、必要な予算については要求していく考えである。
4	21条	高橋副委員長	「県民理解の増進」(意見) ・被害者としてこういう支援を求めているということ以前に、被害を受けたんだということ自体の声を上げづらい人もいる。被害を受けた時に声を上げていいんだということについて、県民に理解してもらうという意味での理解の増進も必要。	【条例案に反映する】 ・御意見のとおり、犯罪被害者等がより声を上げやすい社会となるよう、条文の冒頭に「犯罪被害等に対する県民の関心を高め、」という文言を追加する。
5	26条	畑委員	「保護、捜査、公判等の過程における配慮」(意見) ・条文の並びで26条の保護、捜査、公判等の過程における配慮というのがなぜ後ろに来ているのか。13条から19条あたりは本人に対する保護や支援ということになっていて、そのあとに県民理解の促進となり、また26条で本人の保護が入ってくるので、これはもっと前にくるべき。	【条例案に反映する】 ・御意見のとおり、支援の内容に合わせて条文の並びを改める。
6	26条	高橋副委員長	「保護、捜査、公判等の過程における配慮」(意見) ・司法機関との連携が意識されるといい。県でやっていることについて検察庁や県警に情報提供していく、あるいは検察庁や警察でどのようなことが行われているかということをも把握していくといった枠組みも必要。	【計画で検討する】 ・御意見を踏まえ、司法機関との連携について、推進計画策定において参考とする。
7	その他	岡崎委員	「その他」(意見) ・被害者が使いやすく、きめ細かな生活支援などを盛り込んでいただければ、被害者遺族としてはありがたい。	【計画で検討する】 ・御意見を踏まえ、犯罪被害者等の生活支援について、推進計画策定において参考とする。

**福島県犯罪被害者等支援条例骨子案に関する御意見等  
(第1回検討委員会)**

資料1

No.	条文	提案委員	意見等内容	事務局対応案
8	その他	畑委員	「その他」(意見) ・基本理念の1番最初に犯罪被害者の個人としての尊厳を重んぜられとあるが、その後被害者自身の権利とかそういった文言があまり条文として挙がってこないのが、犯罪被害者の権利を擁護するような文言というか項目があったほうがいい。いかに権利意識として持ってもらえるかということが大事になってくると思う。	【条例案に反映する】 ・御意見のとおり、犯罪被害者等の権利の擁護については、支援全体に関わる重要な視点であることから、前文にその旨の記載を追加する。
9	その他	渡邊委員	「その他」(意見) ・個人の尊厳が重んぜられとあるように、被害者一人一人がどのような支援を必要としているのかニーズを捉えて支援していくことが必要。	【計画で検討する】 ・御意見を踏まえ、犯罪被害者等のニーズを捉えた支援について、推進計画策定において参考とする。
10	その他	生島委員長	「その他」(意見) ・実態に即した性被害対応なども盛り込まれるといいのではないかと。	【計画で検討する】 ・御意見を踏まえ、性被害対応について、推進計画策定において参考とする。
11	その他	遠藤委員	「その他」(意見) ・現実的にこの条例を制定して、そこで絵に描いた餅とならないような形で市町村としても進めていきたい。	【計画で検討する】 ・御意見を踏まえ、市町村の取組が進むよう県として協力していくとともに、推進計画に具体的な記載を盛り込むこととしたい。
12	その他	中村委員	「その他」(意見) ・犯罪被害者で支援を必要としている人の数が分からないと役所としては手が出せないし、事業が組めない。	【計画で検討する】 ・御意見を踏まえ、犯罪被害者等支援のニーズ把握を行い、各市町村に情報提供していくとともに、推進計画にも盛り込むこととしたい。
13	その他	宮下委員	「その他」(意見) ・まず必要なのは被害者の生活の立て直しのための支援、支援金、貸付金だとか、日常生活の支援、家事・育児・介護の支援、それからストーカーや性被害などで転居したくても費用がない方の居住の確保、カウンセリング費用、適切な法的アドバイスを受けるための弁護士相談のためのサポート費用等、条例を作るうえで金銭的なものも具体的な施策の中に盛り込んでいただく必要があると考える。	【計画で検討する】 ・御意見を踏まえ、犯罪被害者等の生活支援について、推進計画策定において参考とする。
14	その他	高橋副委員長	「その他」(意見) ・被害者をたらい回しにしないということが大切であり、必要な情報が必要な時に手に入るような仕組みが大切。	【計画で検討する】 ・御意見を踏まえ、犯罪被害者等への情報提供のあり方について、推進計画策定において参考とする。